

能勢町行財政改革プログラム

平成 26 年 3 月

能 勢 町

目 次

1. 計画策定の背景	1P
(1) 行財政改革とは	1P
(2) これまでの取組	1P
(3) 現在の財政状況	2P
(4) 行財政改革の必要性	3P
2. 計画策定の目的	3P
(1) 持続可能な行財政運営	3P
(2) 地域活性化に繋がるまちづくり	3P
3. 計画の期間	3P
4. 計画の推進	4P
(1) 行財政改革プログラム「計画の柱」	4P
(2) 行財政改革プログラム「計画の柱」の具体的方策	5P
I 持続可能な行財政運営	5P
1) 総人件費の抑制	5P
2) 経常経費の削減及び業務改善	6P
3) 事務事業の精査	6P
4) 投資的経費の圧縮	8P
5) 公の施設等のあり方検討	8P
6) 財政調整基金の効果的な活用と確保	9P
II 行財政運営における検討項目	9P
III 地域活性化に繋がるまちづくり	15P
1) 第5次総合計画に基づき、重点政策に位置付けられた施策の具体化	15P
5. 計画の進行管理	16P
6. まとめ	17P
(1) 財政収支見通しの状況	17P
(2) 財政指標等の目標値	18P

別紙

・「事務事業の精査」検討項目一覧	19P
・財政収支見通し	23P

1. 計画策定の背景

(1) 行財政改革とは

厳しい財政状況や地域経済の状況等を背景に、簡素で効率的な行財政システムを構築し、自らの行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の維持向上に努めることを目的として、取り組むものである。

(2) これまでの取組

本町は、人口 2 万人を設定した第 3 次総合計画（平成 4～13 年度）の期間中において、人口が 1.5 万人を境に増加傾向から減少傾向に転じる大きな転換期を迎えた。それらの状況を踏まえ、財政施策においても見直す時期であるとして平成 10 年 12 月に、住民をはじめ関係機関の協力を得ながら行財政改革を推進、実行していく「能勢町行財政改革大綱」（目標年次：平成 14 年度）を策定した。

「能勢町行財政改革大綱」に基づく行財政改革の主なものとして、①機構の見直し（部制から課制に変更）、②特殊勤務手当等の見直し、③使用料・手数料の見直し（減免措置の廃止等）、④保育所再編（6ヶ所→H12：3ヶ所→H14：2ヶ所）、⑤団体事務局の移管、⑥教職員住宅の廃止などに取り組んだ。

しかしながら、依然として、人口一人当たりの税収が府内最低水準という脆弱な財政基盤であり、住民ニーズに沿うべく各種施策を展開しつつ、上水道整備など必要最低限の生活基盤の整備に要する新たな財政負担と、長引く景気低迷の影響による収入の減少、義務的経費の増加が相まって、本町の財政状況は危機的な状況に直面しているとして、平成 13 年 12 月に、「財政健全化」から「財政再建」という非常事態へと視点を移行した「財政再建プログラム」（目標年次：平成 18 年度）を策定した。

「財政再建プログラム」は、経常経費や人件費などの抑制による内部努力の徹底と、従来の事業の精査・見直し等を行うことにより、厳しい財政状況から早期に脱却し、今後の住民ニーズに応えられる「新しい時代」に整合する弾力的な財政運営を構築することを目的とした。

「財政再建プログラム」に基づく主な取り組みとその目標効果額は、①経常経費の削減、効果額：1 億 8 千万円、②定数削減（183 人→150 人）、人件費削減（特別職給料削減、昇給延伸、各種手当見直しなど）、効果額：1 億 9 千万円、③事務事業の精査等、1 億 2 千万円とし、平成 14 年度を初年度として取り組みを始めた。

「財政再建プログラム」の取り組みは、当初想定した効果額を上回る実績を計上したが、時折しも国の三位一体改革による国庫補助金の廃止・削減、地方

交付税の削減などにより歳入が予測を上回る減収となり、財政再建の効果を相殺する結果となった。

そのような状況を鑑み、平成 17 年 3 月、「財政再建プログラム」の後継計画として、「数年先に見込まれている財政再建団体への転落を回避し、効果的・効率的な財政運営めざす」と「能勢という地域が持続していけるための施策の再構築をめざす」ことを目的とした「自立経営プラン」（目標年次：平成 23 年度）を策定した。①効果的・効率的な行財政運営の確立、②少子化対策、③高齢化対策、④町の活性化、⑤政策的課題の方向性確定を計画の 5 つの柱として、行政評価、枠配分方式による予算編成、当初予算編成に向けた基本方針の策定、給与体系の見直し、事務事業の精査などにより行財政改革に取り組むとともに、学校再編、火葬場建設、交通システムの構築、施設のあり方、子育て支援、介護予防策の構築などといった政策的課題解決についても鋭意取り組んできたところである。

（3）現在の財政状況

平成 10 年度の「行財政改革大綱」を皮切りに「財政再建プログラム」、「自立経営プラン」によって、他の自治体に先駆けて行財政改革に取り組み、将来の大型公共事業を見据えた中で各年度の収支均衡を図り、加えて国の経済対策を効果的に活用した行財政運営を行った結果、平成 24 年度決算において財政調整基金を 31 億 8 千 3 百万円まで積み立てることが出来た。

しかしながら、平成 24 年度決算において経常収支比率は 90%を超え、実質公債費比率も上昇しており、財政構造が硬直化していることは否めない。また今後、人口減少により町の財政規模が縮小していくことや、国においては、リーマンショック後における経済対策の見直しが進められることなどから、これまでの行財政改革の効果については、今後安易に見込むことが出来ない状況である。

また第 5 次総合計画に基づき当初予算編成に向けた基本方針を策定することにより、各年度の収支均衡は維持してきているものの、平成 23 年度をもって自立経営プランが目標年次を経過したことから、戦略的に行財政改革に取り組む中期計画が失効しており、今一度、町全体の危機意識が高めていかなければならない。

さらに今年度以降、数ヶ年で、学校再編整備、火葬場建設、消防常備化という大型公共事業に取り組んでいくことから、このまま推移すると平成 35 年度までの財政収支見通しにおいては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政再生基準を上回る見込みとなる。現状において本町の財政状況は、危機的な状況であると判断せざるを得ない。

(4) 行財政改革の必要性

学校再編整備、火葬場建設、消防常備化については、本町の「まちの将来像」を構成する必要不可欠な事業として、町一丸となって事業着手したものである。しかしながら本町の財政規模に比して、それらの事業に係る財政負担の大きさを認識しなければならない。加えて人口減少等により財政規模が縮小していく現実を踏まえると、事業計画時からの懸案ではあるが、持続可能な行財政運営を継続していくためには、既存の施策、事務事業、施設等のあり方について大幅な見直しは避けられない。行財政運営の第一義はその持続性にあり、持続しない行財政運営は住民の負託に応えるものではない。

学校再編整備事業等が実行段階を迎えるこの時を契機として、新たな行財政改革の取り組みを具体化し実施するため、「能勢町行財政改革プロジェクト本部」(平成 25 年 8 月)を設置し、「能勢町行財政改革プログラム」を策定し、取り組みを進めることを決定した。

2. 計画策定の目的

(1) 持続可能な行財政運営

大型公共事業(学校再編整備、火葬場建設、消防常備化)が実行段階を迎える中で、人口減少・少子高齢化に伴い縮小する財政規模と多様化する行政需要に対応することにより持続可能な行財政運営を実現する。

(2) 地域活性化に繋がるまちづくり

中長期的な視点で、既存の事務事業を選択(スクラップ)し、事務事業を再構築(ビルド)することにより、限られた財源を配分していかなければならない財政状況との整合を図りつつ、第 5 次総合計画に基づき地域活性化に繋がるまちづくりを実現する。

3. 計画の期間

計画の期間は、大型公共事業を踏まえて持続可能な行財政運営を実現することを一義的な目的とすること、また第 5 次総合計画に基づく重点施策の具体化をめざすことから、5 年間とすることが適当であると判断し、平成 26 年度から平成 30 年度とする。

4. 計画の推進

今回の行財政改革の目的に資する取り組みとして、次の項目を「計画の柱」として推進するものとする。

(1) 行財政改革プログラム「計画の柱」

I 持続可能な行財政運営の確立

- 1) 総人件費の抑制
- 2) 経常経費の削減及び業務改善
- 3) 事務事業の精査
- 4) 投資的経費の圧縮
- 5) 公の施設等のあり方検討
- 6) 財政調整基金の効果的な活用と確保

II 行財政運営における検討項目

- 1) 学校再編整備
- 2) 火葬場建設
- 3) 消防常備化
- 4) 下排水事業の展望
- 5) 水道事業の展望
- 6) ダイオキシン対策
- 7) 診療所等の展望
- 8) 保育所等のあり方
- 9) 子育て支援のあり方
- 10) 浄るりシアターのあり方
- 11) B&G 海洋センター・名月グラウンド・国体記念スポーツセンターのあり方
- 12) 学校・野外活動センター跡地の活用
- 13) 交通システムの再構築
- 14) 庁内電算システム運営の効率化
- 15) 広域連携
- 16) 新たな財源の検討

III 地域活性化に繋がるまちづくり（施策の選択と集中）

- 1) 第5次総合計画に基づき、重点政策（まちづくりは人づくり・都市近郊農村資源を活かした賑わい・活力ある暮らしを支える生活空間）

に位置付けられた施策の具体化

(2) 行財政改革プログラム「計画の柱」の具体的方策

I 持続可能な行財政運営の確立

持続可能な行財政運営を実現することを目的に、次の項目について取り組むものとする。

1) 総人件費の抑制

総人件費の抑制に係る取り組みとしては、自立経営プランにおいて「職員給与体系の見直し」を実施し、特別職の給料削減(町長 25%、副町長・教育長 20%削減)についても継続実施されている。

行財政改革プログラムにおける総人件費の抑制については、現行の定員適正化計画を見直すにあたり、正職員、嘱託職員も含めて定数削減に主眼を置き、加えて諸手当の見直しや給与体系についても再度検討する。

●定員適正化計画の見直しにおいては、

業務の合理化等により、目標年次(平成 30 年度末)には、現在の職員数に比して少なくとも 1 割以上の抑制をめざし、長期的には、さらなる少人数化を図る(平成 35 年度末には 2 割以上の抑制をめざす)。また嘱託職員数については、計画期間中に学校再編等により大幅な見直しが必要であることから、現在の嘱託職員数に比して 4 割以上の抑制をめざすものとする。

具体的な方策としては、「組織機構の見直しによる分散業務の合理化」「学校運営の合理化」「診療所・保育所・スポーツ施設運営の合理化」「教育委員会事務局の合理化」などが挙げられる。加えて「事務事業の精査」や「公の施設等のあり方検討」等の取り組みを適宜反映することによって定員適正化計画の精度を高めることとする。

- 平成 25 年 4 月 1 日現在の職員数：129 人(教育長除く)
 - 平成 30 年度までの退職見込 13 人(事務：8 人、保育士：2 人、校務員：1 人、調理員：2 人)、その他抑制見込 12 人
 - 平成 25 年 4 月 1 日現在の嘱託職員数：88 人
- ※ 平成 25 年度当初予算における職員人件費総額は 941,849 千円であることから、効果額としては、90,000 千円を見込む。
- ※ 平成 25 年度当初予算における嘱託職員人件費総額は 228,703 千円であることから、効果額としては、90,000

千円を見込む。

以上、新たな総人件費抑制の取り組みにおいて、約 180,000 千円の人件費の抑制をめざす。

2) 経常経費の削減及び業務改善

経常経費の削減については、「財政再建プログラム」から取り組みを開始し、事務事業評価などを活用し、これまでも多額の効果額を計上してきた。しかしながら今後、財政規模が縮小する状況において、社会保障関係経費及び公債費などの義務的経費が増加する見込みであることから、物件費、補助費等を中心に再度、経常経費の削減に取り組まなければならない。

具体的な手法としては、決算における予算執行率と積上方式による厳格な予算編成により、財源の適正配分を徹底する。

加えて、複数課分散業務の集約等による業務改善を実行することによっても経費の削減を図る。

- 平成 24 年度決算における経常物件費(一般財源) : 488,977 千円⇒約 10%の削減をめざす。効果額としては 45,000 千円を見込む。
- 平成 24 年度決算における経常補助費等(一般財源)(水道繰出金・一部事務組合負担金・団体補助金除く) : 78,714 千円⇒約 5%の削減をめざす。効果額としては 5,000 千円を見込む。

以上の取り組みにおいて、約 50,000 千円の縮減をめざす。

3) 事務事業の精査

事務事業の精査についても、かねてより取り組みを進め精査に努めてきたところである。この度、実施する事務事業の精査については、町単独事業及び府等の事業であっても町の裁量権のある事務事業すべてを精査の対象とする。これまで精査に努めてきたが依然として検討課題のある事務事業、また自立経営プランにおいて政策的に拡充した町単独事業、加えて新たな課題を持った事務事業を中心に精査を行うものとする。

事務事業の精査に関する検討項目は下記のとおり、また具体的内容については、別紙 1 検討項目一覧を参照。

- ・ 団体補助金（「補助金の見直しに関する指針」による）
- ・ 広告による収入

- ・人権協会補助事業
- ・ごみ有料化
- ・資源ごみ集団回収事業
- ・社会福祉協議会（シルバー人材センター）運営補助
- ・土地改良区運営補助
- ・識字学習推進事業
- ・地域イントラネット事業
- ・使用料・手数料（公共施設使用料、火葬場使用料、上下水道料金、し尿汲取手数料等）
- ・町税等徴収強化
- ・ふるさと納税（歳入確保策の検討）
- ・借地料
- ・発注方法（一般競争入札における低入札価格調査制度の導入検討）
- ・住民自治推進事業
- ・各種イベント（てっぺんフェスティバル、文化フェスティバル、環境フォーラム、人権と平和のつどい、こどもフェスティバル等）
- ・浄るりシアター自主事業
- ・浄るり公演(ジョイント公演)事業
- ・住民健康診査事業等
- ・里山再生支援事業
- ・職員研修事業
- ・黄色いハンカチ事業
- ・地理情報システム（GIS）一元化（固定資産評価・土木・農地等）
- ・消防団運営（消防常備化と連携）
- ・総合相談センター
- ・子ども医療費助成（町単独拡充分）
- ・母子衛生及び子育て支援
- ・農産物出荷推進事業
- ・外国人教師招致事業
- ・私立幼稚園在籍児保護者給付金
- ・小中高一貫教育関係事業等
- ・文化振興事業
- ・自動車文庫
- ・各種委員会の整理統合
- ・旅費（支給内容）
- ・児童館推進事業

以上の取組における効果額については、50,000千円をめざす。

4) 投資的経費の圧縮

大型公共事業（学校再編整備・火葬場建設・消防常備化）に係る投資的経費については、地方債を発行して財源措置するため、将来的な財政負担も大きくなることから、実行段階においても事業内容の精査を継続して行うとともに発注方法の見直しなどにより、最大限事業費の縮減に努めるものとする。

また計画期間中の投資的事業については、公共施設の長寿命化に資するという観点は持ちながらも、不要不急のものについては、可能な範囲で事業着手しないこととする。

- ▶ 現時点において見込まれる投資的事業について、概ね事業費の20%縮減をめざす。

5) 公の施設等のあり方検討

自立経営プランにおいて、「施設のあり方について、指定管理者制度の導入の検討、施設の耐用年数、補修箇所などを把握し計画的かつ効率的な管理運営を行う」と定めたことから、平成19年8月に「公の施設等のあり方検討（報告書）」をとりまとめ、検討結果に基づき施設の管理に努めてきたところである。

しかしながら今後の人口減少や財政状況、加えて今後職員数の定数削減の取り組みを実施することを踏まえると、現有の公の施設等を維持することは困難であると判断せざるを得ない。

ただし公の施設等に対する需要、施設の耐用年数、補修箇所等について適切に把握することを前提に今後のあり方について検討を進めるものとする。また普通財産については、ミニマムコストでの管理と長期遊休地の解消をめざす。

平成26年度中に「公の施設等のあり方」について再検討、方向付けを行い、順次、予算等に反映することをめざす。

特に施設の運営、維持管理等に多額の一般財源を要する次の施設のあり方については、重点検討施設として位置付けるものとする。また重点検討施設のうち、行財政改革における政策及び施策のあり方と密に関係する施設については、後述の「Ⅱ 行財政運営における検討項目」においても位置付けて、連携して検討を進めるものとする。

- ・庁舎

- ・住民サービスセンター
- ・保健福祉センター
- ・高齢者デイサービスセンター
- ・ふれあいセンター
- ・保育所
- ・診療所（東西）
- ・浄るりシアター
- ・交流促進施設
- ・観光物産センター
- ・B&G 海洋センター
- ・名月グラウンド
- ・国体記念スポーツセンター
- ・けやき資料館
- ・生涯学習センター
- ・児童館（4 施設）

以上の取り組みにおける効果額は、総人件費の抑制と連動するので、具体的な目標値については設定しないこととする。

6) 財政調整基金の効果的な活用と確保

財政調整基金は、ダイオキシン対策等投資的経費に充てるために留保することを目的に運用してきた。これまでの行財政改革期間中においては、ダイオキシン対策及びし尿処理施設建設に対し、一部基金の取り崩しを行ったが、基本的には、学校再編整備、火葬場建設などの将来的な投資的経費に備えて留保及び積立を行ってきたところである。

今後についても、財政運営上、財政調整基金を確保しつつ、財政調整基金を有効に活用することにより、可能な限り将来負担の軽減に努めるものとする。

また大型公共事業により将来的な公債費の増加が見込まれることから、その対策として「減債基金」の設置についても検討するものとする。

II 行財政運営における検討項目

行財政運営における検討項目については、その政策及び施策のあり方、また他の行財政改革の取り組みと整合させた上で、取り組むべき方向性を確定し、

進行管理を適宜行いながら計画的に取り組むものとする。現時点における検討項目については、次のとおり列記する。

番号	行財政運営における検討項目	具体的な内容
1	学校再編整備	<p>学校再編整備については、平成 28 年度の開校をめざし本体事業だけでなく附随する各々の業務に係る諸問題进行处理したうえで、円滑な事業推進に努める。特にスクールバスの運行、町道平野線の改修、給食等の学校運営体制の整備については、特に留意するものとする。</p> <p>加えて PTA 協議会、児童館活動、放課後児童クラブ等の事務事業についても学校再編に伴い再構築が必要となることから計画的に取り組まなければならない。また可能な限り事業費の縮減に努めるものとする。</p>
2	火葬場建設	<p>火葬場については、造成工事、建築工事を円滑に実施し、平成 27 年度中の供用開始をめざす。併せて供用開始後の施設運営形態についても効率的な運営を検討するなど、可能な限り事業費の縮減に努めるものとする。</p>
3	消防常備化	<p>消防常備化については、平成 27 年度から豊中市への事務委託をめざし、事務委託内容の精査及び消防署設置に伴う設備の整備を行う。また初期投資及び設備更新などにつき、計画的、効率的に取り組むことにより、可能な限り事業費の縮減を図る。</p> <p>併せて消防常備化後の能勢町の危機管理体制のあり方についても消防団と連携し具体化を図る。</p>

番号	行財政運営における検討項目	具体的な内容
4	下排水事業の展望	<p>下水道整備事業については、財政負担が将来にも大きく影響を与えることから、2期区域の整備以降は財政の許す範囲の事業費にて対応し、現在4期区域を整備している。東地域における農業集落排水事業は、財政状況等も踏まえて休止状態である。</p> <p>下水道事業については、集合処理の下水道のみならず、個別処理（合併処理浄化槽）の手法も視野に検討し、生活排水処理の適正化をめざす。</p>
5	水道事業の展望	<p>簡易水道統合整備、府営水導入、未普及地区解消に取り組み、平成19年度より上水道事業として運営しているところである。しかしながら老朽管対策や人口減少による水道需要の減少、3簡易水道の位置付けや残存する未普及地域対策など、併せて経営的な課題も多い。長期的には一般会計からの基準外の繰入金（赤字補てん）も懸念されることから今後、より一層安定的な経営をめざすための対策を講じなければならない。</p>
6	ダイオキシン対策	<p>高濃度汚染物の処理並びに跡地周辺対策について、豊能郡環境施設組合、豊能町と連携し、早期のダイオキシン問題の解決をめざす。</p>
7	診療所等の展望	<p>診療所については、診療時間の延長や日曜診療など特色を活かしているが、今後国民健康保険が都道府県単位で再編されることを踏まえ、国保診療所としてのあり方を早急に検討する必要がある。民間医療機関が存する状況において、担うべき役割を整理し、経営を持続させることを主眼においた改革に取り組む。東西診療所の統合もしくは指定管理者制度の導入、地域医療における役割、経営状況の低迷など検討課題は山積している。</p>

番号	行財政運営における検討項目	具体的な内容
8	保育所等のあり方	<p>保育所については、1ヶ所に統合し子育て支援センターも併設して運営している。しかしながら町財政に占める保育所運営に係る経費は大きい。公設民営化などについて検討し、効率的かつ効果的な運営をめざす必要がある。また従来からの能勢町における幼保施策に関して再度検証を行い、新たなあり方について検討する。</p>
9	子育て支援のあり方	<p>自立経営プランにおける計画の柱として「少子化対策」を位置付け、子育て支援、教育の充実に向け取り組みを進めた。平成17年に新設された子育て支援係については平成25年度の機構改革によって福祉係に統合されたが、その間、拡充してきた施策、事業について事業効果を検証し、再構築を図る。</p>
10	浄るりシアターのあり方	<p>浄るりシアターは、「のせ浄るりの里」を発信する文化、芸術、観光の中核施設として、創意工夫を持った取り組みにより地域振興の一翼を担っている。</p> <p>しかしながら事業推進、施設の運営管理に多額の一般財源を要することから、人的、物的資源のさらなる有効活用、効率化を図るとともに、施設として担うべき役割を再構築し、今後とも地域活性化に資するとともに、財政運営に過度の負担とならない枠組みによる施設のあり方を検討する。</p>
11	B&G 海洋センター・名月グラウンド・国体記念スポーツセンターのあり方	<p>B&G 海洋センターをはじめとする社会体育施設の今後のあり方については、学校再編後、地域に体育館、運動場などの施設が多数、存することになり、総合的な観点から検討しなければならない。</p>

番号	行財政運営における検討項目	具体的な内容
12	学校・野外活動センター跡地の活用	<p>学校再編整備に伴う学校跡地及び野外活動センター跡地について、今後のあり方を検討しなければならない。また並行して検討する「公の施設等のあり方」とも整合性を図る必要がある。町としての利活用の可能性、民間における利活用の可能性を検討したうえで、財政状況を勘案しつつ効果的な対策を検討する。</p> <p>上記Ⅰ 持続可能な行財政運営の確立. 5) 公の施設等のあり方検討においても言及したが、本町の財政規模で現有以上の公共施設を維持することは困難であることから、不要な施設については除却することを基本としなければ、後年度負担が過大となる。</p>
13	交通システムの再構築	<p>交通システムについては、自立経営プランの取り組みにおいて、交通弱者対策として利用率が低迷していた福祉バスを廃止し、NPO 等と連携した過疎地有償運送制度を導入した。</p> <p>制度導入後、一定期間が経過し、地域の高齢化も進捗する状況において、再度交通対策、福祉対策の両視点から事業実績及び現時点における交通弱者の実態等について検証を行う。その上で基幹交通である阪急バスを基軸とし、過疎地有償運送制度によって補完する現行の枠組みについて、スクールバス等の有効活用も視野に入れ交通システムの改善を検討する。</p>
14	庁内電算システム運営の効率化	<p>平成 27 年度をもって第 3 次総合行政情報システムの運用期間が満了となる。次期システムについては、導入費用だけでなく、制度改正による改修経費（維持管理経費）も踏まえた総コストで検討し、加えてシステム移行に係る負担等も勘案した上で、電算システムの選定を行うものとする。</p>

番号	行財政運営における検討項目	具体的な内容
15	広域連携	<p>近隣自治体と広域連携することにより、提供する行政サービスについては維持向上させるとともに、コスト削減が望めるものについては、鋭意検討を進め具体化を図る。</p>
16	新たな財源の検討	<p>ふるさと納税制度の積極的な活用を図るとともに、独自課税の可能性等について検討を進める。</p>

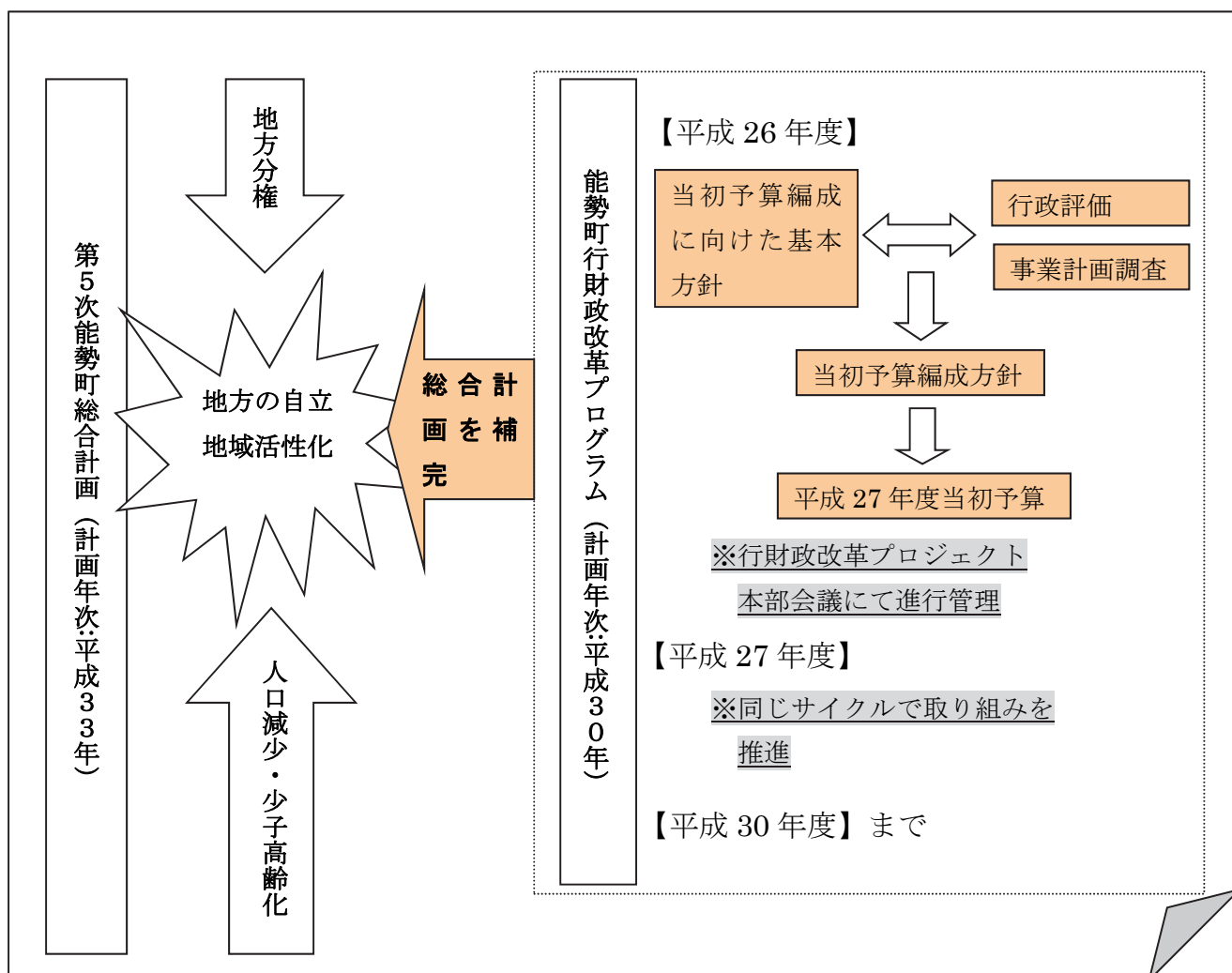
Ⅲ 地域活性化に繋がるまちづくり（施策の選択と集中）

施策の選択と集中、既存事業をゼロベースで見直し、真に求められる施策・事務事業を構築することによって地域活性化を具体化する。

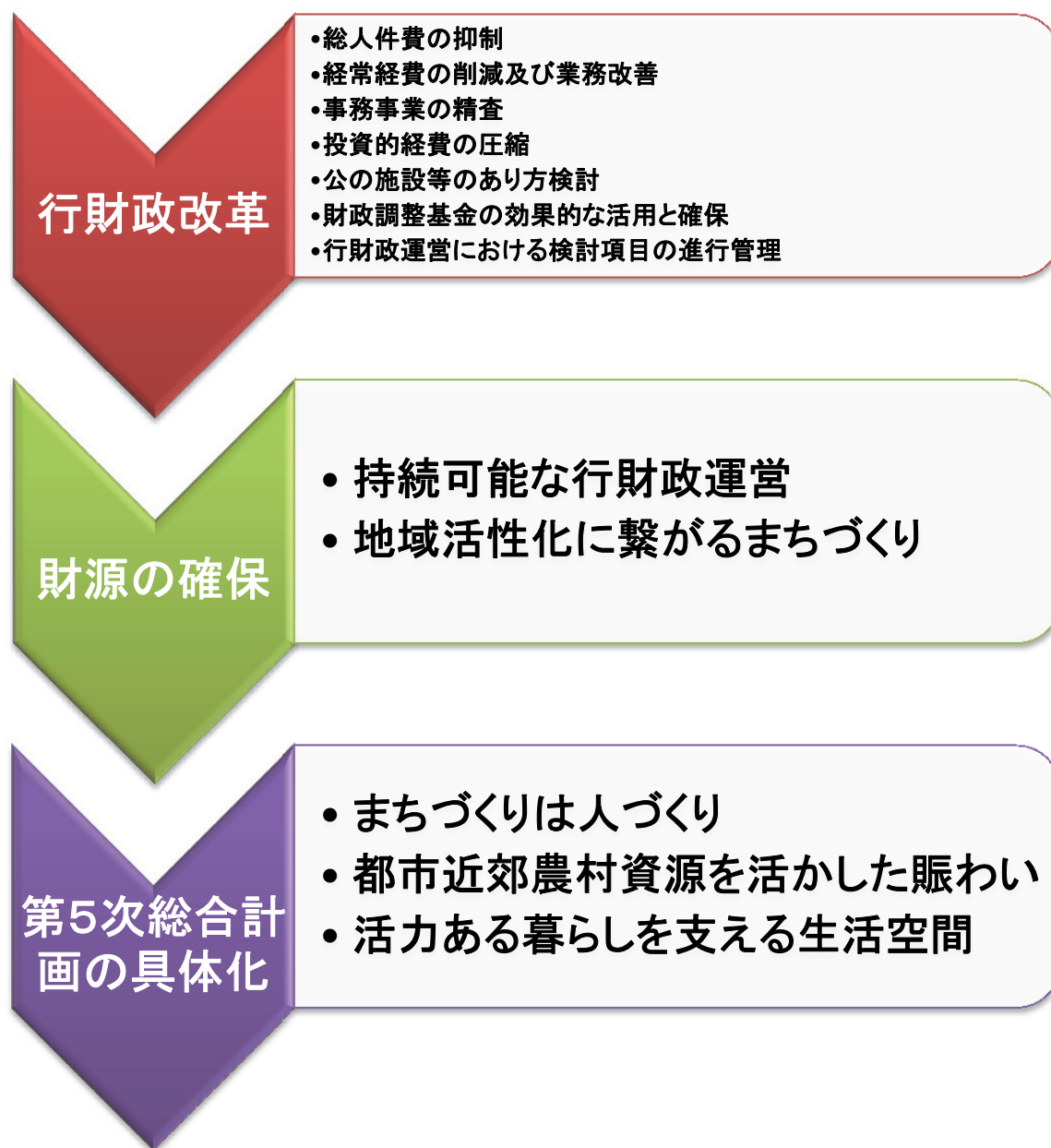
1) 第5次総合計画に基づき、重点政策（まちづくりは人づくり・都市近郊農村資源を活かした賑わい・活力ある暮らしを支える生活空間）に位置付けられた施策の具体化

行財政運営と連動を図る目的で、毎年作成する「当初予算編成に向けた基本方針」において施策の重点化を図るとともに、行政評価（施策評価・事務事業評価）結果を適宜反映させ、各部局が限られた財源を自ら有効配分するという視点で、施策、事務事業を選択し、新たな施策、事務事業を構築することとする。

●総合計画及び行財政改革プログラム、当初予算編成に向けた基本方針の位置付け（関連図）



●行財政改革と地域活性化に繋がるまちづくりの概念図



5. 計画の進行管理

行財政改革プログラムを着実に推進し、その実現を図るため、計画期間内において、継続して行財政改革プロジェクト本部会議を適宜開催し、進行管理に努めるものとする。

また行財政改革プログラムについても、必要に応じて見直しを行うものとする。

6. まとめ

(1) 財政収支見通しの状況

本町の財政状況については、1.(3)にて言及したところである。「平成 26 年度当初予算編成に向けた基本方針」における財政収支見通しにおいては、消防常備化に係る増高経費は、不確定要素が多いことから反映できていなかった。今回、平成 26 年度当初予算を踏まえて財政収支見通しを作成するにあたっては、消防常備化に伴う経費として現時点において見込まれる増高経費 150,000 千円を平成 27 年度以降の各々の年度に加えたところである。消防常備化は、火災時の初期対応、救急業務における救急車の 2 台運用など住民サービスを飛躍的に向上させるものではあるが、財政的な負担も永続的に非常に大きなものとなる。加えて新学校建設及び火葬場建設といった大型公共投資が控える本町にとって、消費税の増税や建設労務単価等の上昇など、計画当初の想定以上に投資額が増大する状況でもある。

このような状況において、「財政調整基金は、新学校建設及び火葬場建設、ダイオキシン対策に留保してきた」こと、また「少子高齢化を迎え、過度の負担を将来世代に送らない」という従来の方針に従い、新学校建設及び火葬場建設において交付税算入がされない長期債の発行はしないことを条件に財政収支を見込んだ場合、平成 26 年度から平成 27 年度に過度の財政負担が生じることとなり、財政収支見通し上では、財政調整基金の留保が喫緊の課題となるような財政状況に陥る。

これまでの財政収支見通しにおいては、新学校建設については、実行段階を迎える前であることから変動要素等も踏まえ新学校建設に係る財源措置として、交付税算入がない長期債である単独事業債も発行する条件で見込みを立て、中長期的な視点において、財政負担が大きくなる見通しでの財政収支の均衡を図る取組を検討してきたところであるが、消防常備化による増高経費を、今後義務的経費として負担していかなければならないことを勘案すると、将来的な歳入歳出の不均衡は非常に大きなものとなり、可能な限り公債費の圧縮に努めなければ、将来世代に対して責任を果たすことが出来ない。

別紙 2 における財政収支見通しにおいては、先に述べた従来の方針は堅持しつつも、過度の財政負担を分散するために、学校建設に係る財政負担の一部(700,000 千円)を長期債【単独事業債(交付税算入なし)】にて財源措置する条件で見込んだものである。この見通しにおいては、平成 30 年度に財政調整基金残高はなくなり、平成 31 年度には赤字に転落する。加えて平成 32 年度には早期健全化基準を平成 33 年度には財政再生基準を上回る見込みとなる。しかし

ながら行財政改革に取り組む一定の期間が確保されることとなる。

今後の行財政運営については、上述のとおり非常に厳しい状況の中、財政収支を均衡させ、持続可能な行財政運営を確立しなければならない。そのためには、本行財政改革プログラムを町一丸となって取り組むことによって、財政収支が改善する効果額を計上し財政収支見通しに反映することが必須となる。財政収支見通しにおける人件費については、既に定員適正化計画に基づく効果額を反映しているが、別掲の現時点で見込まれる「投資的経費の圧縮」「経常経費の削減」、「事務事業の精査」の効果額を反映すると、平成 35 年度においても、財政収支見通し上は、財政再生基準を上回らない。

しかしながら、財政収支の均衡が長期的に担保される状況ではないことから、現在効果額が見込まれる取り組みを実行することは絶対的な条件とし、さらに加えて本行財政改革プログラムによる新しい行財政運営の「かたち」を確立しなければならない。

繰り返しになるが、今回、提示した財政収支見通しについては、直近数ヶ年の財政負担は軽減され、行財政改革に一定期間が担保されるが、将来的には単独債を発行しない場合に比して公債費が増大し、さらなる行財政改革による歳出の圧縮が必要となる。今後の財政運営において、その時々々の財政状況を踏まえ、直近の財政負担と将来にわたる財政負担のバランス、加えて行財政改革のスピードを勘案し、最良の選択をしていかなければならない。

(2) 財政指標等の目標値 (平成 30 年度)

項目	目標値
経常収支比率	95.0%
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	15.3%
将来負担比率	199.5%
徴収率・現年 (町税)	98.8%
徴収率・現年 (国民健康保険税)	92.1%
総職員数	113 人